

「都内観光促進事業」実施要綱

2 公東觀地事第 540 号

令和 2 年 10 月 21 日

4 公東觀地事第 675 号

令和 4 年 6 月 1 日改正

第一章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱（以下「本要綱」という。）は、観光産業の早期回復を図るとともに、東京観光への都民ニーズにも応えるため、国の「Go To トラベル事業」とも連携し、感染防止対策を徹底した都内への旅行商品等への定額の支援を実施する「都内観光促進事業（以下「本事業」という。）」の基本的な事項を定める。

(都内観光促進事業の定義)

第 2 条 本事業は、本事業の目的に基づき、第 4 条において登録された旅行業者等（以下「登録旅行業者等」という。）が企画する、都民を対象とする、感染防止対策を徹底した都内の宿泊を伴う旅行（以下「宿泊旅行」という。）や宿泊、日帰り旅行に助成を行うことを内容とする。

2 「都民」は、東京都内在住者とし、旅行催行時に東京都内に在住している者とする。（住所が東京都内にある者に限る。）

3 「都内」は、都内全域とし、都県境を跨ぐ周遊を含むものは本事業の対象としない。

4 「子供」は、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

5 本事業において使用するキャンペーン事業名（愛称）は「もっと楽しもう！TokyoTokyo」（略称「もっと Tokyo」）とする。

第二章 都内観光促進事業

(宿泊旅行、宿泊及び日帰り旅行)

第 3 条 本事業の支援対象は、本事業の目的に基づき、登録旅行業者等が、本要綱等に基づいて企画・販売する宿泊旅行、宿泊及び日帰り旅行（以下「対象旅行」という。）であり、令和 2 年 10 月 23 日から販売を開始し、令和 2 年 10 月 24 日以降に始まり令和 3 年 3 月 31 日までに完了する旅行（以下「第Ⅰ期旅行」という。）及び、令和 4 年 6 月 10 日から販売を開始し、令和 4 年 6 月 10 日以降に始まり令和 4 年 7 月 31 日までに完了する旅行（以下「第Ⅱ期旅行」という。）を対象とする。

- 2 宿泊旅行は、次に定める要件をすべて満たす旅行とする。
- (1) 東京都内を宿泊地・目的地とする旅行（都内を周遊するものに限る。）であり、助成前（割引前）の価格（税込）が、1人につき、1泊あたり、Go To トラベル事業と併用の場合は9,000円以上、併用しない場合は6,000円以上の宿泊を伴う旅行であること。なお、旅行形態は個人旅行、団体旅行のいずれも可とする。
- (2) 宿泊施設は旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者が宿泊営業を営む東京都内の施設、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出に係る東京都内の住宅又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項の認定を受けた事業を営む東京都内の施設（下宿営業を除く。風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く。）に限る。ただし、第4条第1項（3）で定める登録宿泊事業者の宿泊施設に限らない。なお、宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（デイユース）であるものは除く。
- (3) 対象旅行に食事や体験等（登録旅行業者が予約・手配したものに限る。）を含めることができるのは、当該実施施設が都内の場合に限る。
- 3 宿泊は、次に定める要件を全て満たすものとする。
- (1) 1人につき、1泊あたり助成前（割引前）の価格（税込）がGo To トラベル事業と併用の場合は9,000円以上、併用しない場合は6,000円以上の宿泊であること。また宿泊施設が東京都内にあること。なお、宿泊形態は個人、団体のいずれも可とする。
- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者のうち、東京都内の宿泊施設（下宿営業を除く。風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く。）で営業を行う者が提供するものであること。
- 4 日帰り旅行は、次に定める要件をすべて満たす旅行とする。
- (1) 東京都内を目的地とする日帰り旅行（都内を周遊するものに限る。）であり、助成前（割引前）の価格（税込）が、1人につき、1回あたり、Go To トラベル事業と併用の場合は4,500円以上、併用しない場合は3,000円以上の日帰り旅行であること。
- (2) 登録旅行業者が予約・手配する交通機関（バス（貸切りバスを含む。）、ハイヤー、タクシー、船舶、航空機、鉄道など）の利用またはガイドの同行があり、かつ、あらかじめ東京都内における食事等（登録旅行業者が予約・手配するものに限る。）を行程に組み込んだ募集型企画旅行、受注型企画旅行または手配旅行のいずれかであること。なお、旅行形態は個人旅行、団体旅行のいずれも可とする。
- (3) 出発日の当日中に出発地に帰ってくること。ただし、前日中に出発し、船中泊または車中泊する場合も日帰り旅行に含む。
- 5 第2項から前項に規定する要件を満たす宿泊旅行、宿泊もしくは日帰り旅行で、次の各号のい

すれかに該当するものは、対象旅行としない。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大等による緊急事態宣言等に基づき、東京都が外出の自粛要請等を行い、かつ、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が本事業を中止・停止した場合における中止・停止の対象となった地域及び期間の商品、当該地域の東京都民の利用。

(2) 国、東京都等の行政機関が宿泊費、輸送費等の直接経費の全部または一部を負担して実施するもの（例：招待旅行、研修旅行など。）

(3) 国、東京都等の行政機関が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの

(4) 施設を予約したが、実際には利用しない、いわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為

(5) 催行の実現性が低いと財団が判断するもの

(6) その他、財団が不適当と認めるもの

6 対象旅行の販売は、次項に定める参加資格を確認できる場合に限る。

7 対象旅行への参加資格は、都内在住の者（以下「参加者」という。）とする。登録旅行業者等及び登録旅行業者等が予約・手配する宿泊施設は、対象旅行を販売する際等に旅行参加者の住所確認を行うものとする。

8 第Ⅱ期旅行においては、前項に定めるもののほか、対象旅行への参加資格は、「ワクチン3回接種歴」又は「検査結果の陰性」のいずれかを確認できる者とする。また、「旅行後2週間以内に新型コロナウイルスの感染が確認された場合の報告」及び「旅行中の行動履歴の記録」を行うこととする。

9 第Ⅱ期旅行においては、第7項に定めるもののほか、登録旅行業者等及び登録旅行業者等が予約・手配する宿泊施設は、「ワクチン3回接種歴」又は「検査結果の陰性」のいずれかの確認を行うこと。また、第5条第1項に定める子供に対する上乗せ割引を行う場合においては、上乗せ割引の対象となる子供について、対象旅行を販売する際等に子供の年齢（生年月日）の確認を行うこと。

10 宿泊旅行及び日帰り旅行は、募集型企画旅行、受注型企画旅行または手配旅行のいずれかであり、その内容が公序良俗に反しないものであるものとする。

11 販売に際しては、本事業による対象旅行であることを明らかにするため、本来の価格または助成を受けた後の販売価格（参加者の実際の支払い額）と併せ、割引金額がわかるようにすること。また、本事業以外にもあわせて助成を受ける場合は、それぞれの割引金額がわかるようにすること。

12 O T A（Online Travel Agent）においてクーポン割引を行う場合は、クーポンに割引金額を明記すること。また、本事業以外にもあわせて助成を受ける場合は、それぞれの割引金額がわかるようにすること。

13 登録旅行業者が予約・手配する宿泊施設及び食事等を提供する施設、宿泊事業者の施設においては、東京都が推奨する「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得・掲示すること。さらに、第Ⅱ

期旅行においては、登録旅行業者等が予約・手配する食事等を提供する施設（飲食・酒類を提供する店舗・施設）においては、東京都が推奨する「感染防止徹底点検済証」を取得・掲示すること。

- 14 対象旅行は業界団体等のガイドラインに従い、感染防止対策を徹底すること。
- 15 参加者には感染防止に向けたマナー啓発等のチラシを配布等すること。
- 16 本事業の対象旅行については、国の「Go To トラベル事業」との併用を可能とする。なお、本事業の助成は、「Go To トラベル事業」の割引適用前の価格（税込）を基準として助成の条件を判断し、「Go To トラベル事業」の割引適用を先に行うものとする。
- 17 本事業の対象旅行については、現地店頭決済の場合、都内島しょ地域で利用可能なプレミアム付き宿泊旅行商品券「しまば通貨」との併用を可能とする。

（旅行業者等の登録）

第4条 本事業に登録できる者は、以下のいずれかのとおりとする。なお、一法人につき一申請とする。

- (1) 旅行業者区分：旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づき旅行業法における第 1 種、第 2 種、第 3 種及び地域限定の旅行業者の登録を受けた東京都内に事業所または営業所がある者のうち、東京都内を宿泊地・目的地とする募集型企画旅行、受注型企画旅行または手配旅行の催行実績のある者。
 - (2) O T A 事業者区分：日本国内に法人格を有する O T A であり、日本国内における販売及び東京都内への送客において相応の実績を持つと認められる者。
 - (3) 宿泊事業者区分：旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた者のうち、東京都内の宿泊施設で営業（下宿営業を除く。風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く。）を行う者。
 - (4) その他、助成対象事業者として財団または本事業の委託を受けた事業者（以下「事務局」という）が適当と認めた者。
- 2 本事業への参加を希望する者は、財団が別に定める募集期間内に申請しなければならない。
 - 3 財団または事務局は、申請のあった旅行業者等の申請内容を審査し、適当と認める事業者について登録するものとする。なお、登録の期間は、登録の日から令和 4 年 9 月 30 日までとし、助成金の利用状況等により変更することがある。第 I 期旅行で登録が認められた事業者等は第 7 項、第 8 項、第 6 条第 3 項に基づく登録の取り消しまたは登録の取消しの申出がない限り、第 II 期旅行においても登録事業者等とする。
 - 4 登録旅行業者等は、自己または自社の業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員（以下「役員等」という）が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2

条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者

(5) 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

(6) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 登録旅行業者等は、前項の（1）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人であってはならない。

6 登録旅行業者等は、財団または事務局の定める手続きに従い、適正に事務を行わなければならぬ。

7 登録旅行業者等が第4項、第5項に違反した場合、第4条3項による登録を取り消す。取り消しの効力は登録日に遡る。

8 本要綱（要綱に基づく要領等を含む）に違反し、その内容が重大なものであると財団理事長が認める場合または国、都道府県、区市町村、財団等の補助事業において虚偽その他不正を行ったことが判明した場合、当該違反または虚偽その他不正の事実が判明した日において登録を取り消すこととする。ただし、当該違反または虚偽その他不正の事実が判明した日が違反に関する旅行の開始日以降である場合には、当該旅行の開始日の前日に遡って登録を取り消すこととする。

9 登録の取消しとなった旅行業者等は、再登録できないものとする。

10 登録旅行業者等は、事業に関する証拠書類等を保管しておかなければならぬ。必要な事項は別に定めるものとする。

11 登録旅行業者等は、対象旅行の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。

12 登録旅行業者等は、以下の事項を遵守するものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、国、東京都及び各種業界が定める新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン等を参考に、安心・安全に留意すること。

(2) 登録旅行業者等の事務所だけでなく、対象旅行を販売する営業所等においても、東京都の推奨する「感染防止徹底宣言ステッカー」を取得・掲示すること。

(3) 本事業の参加者に対して、事前に新型コロナウイルス感染症対策に係る警戒情報をホームページ等により確認し、行動するように周知すること。また、財団または事務局が依頼する参加者に向けた感染症対策に係る周知等に積極的に協力すること。

(5) 第Ⅱ期旅行においては、感染防止に向けたマナー啓発等のチラシの配布等により、本事業

の参加者に対して、「旅行後 2 週間以内に新型コロナウイルスの感染が確認された場合の報告」及び「旅行中の行動履歴の記録」を行うように促すこと。

(4) 本事業の参加者から、前項のとおり旅行後 2 週間以内に新型コロナウイルスの感染が確認された場合の報告を受けた場合、登録旅行業者等は、速やかに財団または事務局宛に、その旨を報告すること。

(助成金)

第5条 本事業の目的を達成するため、登録旅行業者等が対象旅行の販売を行い、それが実施された場合に、当該登録旅行業者等に対して助成金を交付するものとする。助成金は、宿泊旅行及び宿泊の場合は、1 人につき 1 泊あたり 5,000 円とし、1 回の宿泊旅行、宿泊での宿泊数の限度は 5 泊とする。また、日帰り旅行の場合は、1 人につき 1 回あたり 2,500 円とする。子供に対し、宿泊旅行及び宿泊の場合は、1 人につき 1 泊あたり 1,000 円、日帰り旅行の場合は、1 人につき 1 回あたり 1,000 円の助成金を上乗せする。ただし、助成金額は、割引前の価格（「Go To トラベル事業」と併用の場合は「Go To トラベル事業」の割引適用後の金額）を上限とする。いずれの場合においても、同一人が複数回使用することを妨げない。

2 前項の助成は、登録旅行業者等が、参加者に対して、対象旅行の募集・販売に際し、予め助成金（前項に定める子供に対する上乗せ割引を行う場合においては、子供に対する上乗せの助成額を含む。）に相当する金額を割り引いて販売し（クーポン割引も可とする。）、その実績に応じて、財団または事務局が当該登録旅行業者等に対して割引相当額を助成する方法によって行うこととする。

3 第Ⅱ期旅行について、財団は、「Go To トラベル事業」、国及び都道府県による観光促進事業等で不正が発覚した場合（事業主体において不正が行われたと認定した場合を含む。）において、財団は登録事業者等へ、泊数等の割当をしないことができる。

(状況報告及び調査等)

第6条 財団または事務局は、登録旅行業者等に対し、別に定めるところにより、本事業に係る事務の執行状況について報告を求め、または調査を実施することができる。

2 登録旅行業者等は、前項の報告及び調査の実施を拒否してはならない。

3 報告及び調査の実施拒否または調査時の書類の隠ぺい等により適正な調査実施を妨害した登録旅行業者等については、第4条3項による登録を取り消す。助成金の返還要領は別途定める実施要領による。

(助成金の返還)

第7条 財団理事長は第4条第7項、同条第8項または前条3項の規定により、登録を取り消した場合において、すでに登録旅行業者等に第5条の助成金が支払われているときは、期限を定めて、

その返還を命じるものとする。

- 2 財団は、前項により助成金の返還を請求する場合、請求する登録旅行業者等の社名、返還金額及び請求に至った事由を公表する。
- 3 第1項の助成金の返還は別途定める実施要領による。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応)

第8条 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国の緊急事態宣言や都の外出自粛要請等が出された場合、事業予定期間内であっても、本事業の執行を中止・停止することがある。

- 2 前項の中止・停止により、購入者が既に予約していた本事業の対象旅行をキャンセルした場合、登録旅行業者等は、対象旅行の購入者に対して負担を求めるものとし、そのキャンセルによって登録旅行業者等に生じた損害のうち、財団が認めた費用は、助成予定額の範囲内で、財団が負担するものとする。

第三章 雜則

(実施手続)

第9条 本事業を実施するに当たり、必要な事項は別に定めるものとする。

(個人情報に関する取扱い)

第10条 財団、事務局及び登録旅行業者等は、本事業において取り扱う旅行の参加者にかかる個人情報について、本事業以外の目的に利用してはならず、また、当該参加者の同意を得ずに第三者に対して提供してはならない。

(不正利用の防止について)

第11条 登録旅行業者等は不正利用防止のために、参加者の不正利用を排除するための措置を講じなければならない。

- 2 登録旅行業者等は不正が発覚した場合に、財団へ報告しなければならない。財団または事務局はその事実を調査し、参加者が不正を行ったことを確認した場合には、財団理事長は当該登録旅行業者等に対し、不正利用を行った参加者に関して支払った助成金相当額の返還を求めるものとする。なお、登録旅行業者等が不正利用防止の措置を尽くしていたと財団が認めた場合は、この限りではない。

- 3 前項の助成金の返還は別途定める実施要領による。

(費用の負担)

第12条 本事業に関する手続及び事業の実施に関し、登録旅行業者等が不利益を被る場合にあつ

ても、財団または事務局は一切の費用を負担しないものとする。

(管轄裁判所)

第13条 本事業の実施において訴訟等が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の裁判所とする。

附 則

この要綱は、令和2年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。